

徳島県告示第四百四十六号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和六年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和六年九月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

委 託 し た 事 務		委 託 し た 私 人
徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号） 第八条に規定する使用料（徳島小松島港和田島緑地に係るもの に限る。）の徴収の事務		小松島市
徳島県港湾施設管理条例第八条に規定する使用料（橘港中浦緑 地及び小勝緑地に係るものに限る。）の徴収の事務		阿南市